

議 事 日 程

令和8年6月22日(月)
午前 1 1 時 開 議

諸般報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 ハラスメント対策特別委員会の中間報告について
- 日程第4 第47号議案から第56号議案まで(10件) および報告第21号から報告第42号まで(22件)

(提 案 理 由 説 明)

- 日程第5 発議第39号 皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書(案)

発議第 39 号

(件名)

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための
法整備の早期実現を求める意見書（案）

会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 8 年 6 月 22 日

福井県議会議長 小堀 友廣 様

提出者	福井県議会議員	田村 康夫
賛成者	福井県議会議員	山岸 猛夫
		西本 正俊
		宮本 俊
		力野 豊
		清水 智信
		笹原 修之
		松崎 雄城
		時田 和一良
		西本 恵一

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための
法整備の早期実現を求める意見書（案）

皇室は、わが国固有の歴史と伝統の象徴であり、国民統合の象徴として、国民の間に深く根差している。皇位が連綿として継承されてきたことは、わが国の国体の根幹であり、その安定的な継承を確保することは、国家の安寧と将来にとって極めて重要な課題である。

現在、皇位継承資格を有する皇族方は少数であり、次世代の皇位継承者は秋篠宮悠仁親王殿下のみという現状に鑑みれば、安定的皇位継承の確保は一刻の猶予も許されない喫緊の国家的事案である。皇位継承の在り方は国家の基本に関わる極めて重要な問題であり、わが国が古来より守り伝えてきた「男系継承」の重みを尊重した上での、真摯な議論が求められる。

国会においては、安定的な皇位継承の確保に向け、その在り方について様々な意見が示され、各党・各会派において慎重な検討と議論が重ねられてきたが、本月 10 日に開催された衆参両院の各党派を集めた全体会議において、「女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持する案」と「旧11宮家の男系男子を養子に迎える案」を了とする「立法府の総意」がとりまとめられた。その後、両院正副議長から、その総意を踏まえた速やかな法制化を求める要請が政府に対してなされ、現在、政府においては、今国会会期内の成立を目指しているところである。

よって、当議会は、国会および政府に対し、皇族数の減少という現実我真摯に向き合い、これらの方策を政争の具とすることなく、超党派による真摯かつ速やかな論議を促進し、今特別国会において皇室典範改正を実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 月 日

福 井 県 議 会

ハラスメント対策特別委員会審査報告書

- 1 審査期日および場所
令和8年4月21日（火） 全員協議会室
- 2 出席委員
大森哲男委員長 外 34 名
- 3 付議事件審査の概要
本委員会は、付議事件である「ハラスメント防止等に関すること」について審査を行った。
その審査の過程において、各委員より論及のあった主な内容は、次のとおりである。

（1）県庁のコンプライアンス推進体制の全体像について

県庁内のコンプライアンス推進体制強化を図るため、新たに、知事を本部長とする「コンプライアンス推進本部」、全庁的な企画・支援・点検を担う「コンプライアンス推進課」を設置し、今後、第三者の視点によるチェック機能を確保するため「コンプライアンス委員会」を設置することが示された。

委員からは、「職員から信頼される制度とするため、報告や情報は第三者の目を通す仕組みとし、その在り方を職員にしっかりと周知することが重要である」「苦しみを超えて声を上げた職員のためにも早急にコンプライアンス委員会を立ち上げ、設置の期限や対応内容を明確に示されたい」との意見が述べられた。

（2）ハラスメントに関する調査結果に関すること

ハラスメントに関する実態調査の結果について、知事部局では 262 名、教育委員会で 245 名、県立病院で 150 名が現在ハラスメントに悩んでいるとの報告があった。

委員からは、特別職からのハラスメント事案への調査結果についても論及があり、前副知事の退職手当の支給保留と併せて今後の対応をただしたのに対し、理事者からは「県庁内部で完結させず、第三者性、透明性をもって、第三者相談窓口やコンプライアンス委員会など、専門的な意見を受けて対応を進めていくのが妥当であると考えている」との回答があった。

（3）ハラスメント防止に向けた対策に関すること

ハラスメントに関する実態調査の結果を受けた今後の方針として、事実関係の調査を希望する者についての調査着手と職場環境改善指導等の適切な対処、調査によって明らかとなった組織としての課題への対応について報告があった。

委員からは、多くの職員がハラスメントに悩んでいる事実に対しての知事の考えをただしたのに対し、「ハラスメント対策強化の必要性を改めて強く認識している。まずはしっかりと被害者に寄り添い、ハラスメント防止条例に基づき、起こさせない、見逃さない、繰り返さないをハラスメント撲滅のための三本柱として、しっかりと対応していきたい」との答弁があった。さらに、現在ハラスメントに悩んでいる職員に対しての実効性と迅速性のある対応を求めたのに対し、理事者からは「緊急性の高い案件については優先対応を行っている」との回答があった。

教育委員会のコンプライアンス推進体制について確認があり、小中学校を含む学校現場においても相談窓口の周知徹底や適切な指導を行うよう意見が述べられた。

ハラスメントに悩んでいる職員の割合が他と比べて高かった県立病院における対応をただしたのに対しては、「医師や看護師など多職種で構成する相談窓口と対策チームを設置し密接に連絡調整しながら対策を行っていききたい」との答弁があり、知事からは、「調査により明らかになった課題は多い。この課題にしっかりと向き合い、県の組織風土そのものを改善して、病院を含めて、良好な職場環境をつくっていききたい」との答弁があった。

また、委員からは、研修については、計画的な実施やケーススタディーにより行為者がハラスメントを認識できるようにすることを求める意見が述べられた。

そのほか、職場のコミュニケーション不足への対応、コンプライアンス推進計画の策定、
県庁の取り組みの県内企業への周知について論及があった。

以上のとおり、中間報告する。

令和8年6月22日

福井県議会議長 小堀 友廣 様

ハラスメント対策特別委員会
委員長 大森 哲男